

# 2019 年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

ギャンブル依存症対策については、平成 30 年 10 月にギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、この問題に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務が定められたところである。今後、政府が策定するギャンブル等依存症対策基本計画（以下、「基本計画」という。）により、関係事業者の取り組むべき具体的な施策が明らかになることから、当センターとしてもその動向を注視しつつ、策定後は、事業者として速やかに柔軟な対応が行えるよう万全を期したい。

こうした状況を踏まえ、2019（平成 31）年度は、ギャンブル依存症及び当センターの活動に関する周知啓発活動を積極的に行い、無料相談コールセンター運営事業については、当面の目標として月間 300 件の受電を目指し、中長期的には年間 5,000 件の受電を目標として相談対応を行う。

また、相談者に対し回復支援が必要であった場合には、引き続き医療機関や支援施設の初診料（初回利用料）を助成することで、日常生活・社会生活を円滑に営むための後押しを図る。更に、基本計画において支援の拡充等が求められた際は、これを検討する。

他方、ギャンブル依存症の全容は十分に解明されていないため、ギャンブル依存症に関する調査研究等を実施し、ギャンブル依存症の実態把握の一助とする。

## 事業計画

### 1. 無料相談コールセンター運営事業

- (1) 24 時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル依存症の相談内容に基づき他の機関を紹介
- (2) 全国 3 地区においてカウンセリングルームを設置し、希望する相談者には無料でカウンセリングを実施

### 2. ギャンブル依存症者に対する回復支援事業

- (1) 上記コールセンターが紹介した他機関での初診料（初回利用料）を助成

### 3. ギャンブル依存症に関する調査研究事業

- (1) 相談内容を取りまとめたデータを用いて、ギャンブル依存症に関する実態調査、調査研究及び分析を実施し、経験的証拠に基づいた報告書を取りまとめ、公表
- (2) セミナー等に参加し、ギャンブル依存症に関する情報収集及び調査研究を実施

#### 4. ギャンブル依存症予防に関する事業

- (1) 自治体や専門家等と連携強化を図り、ギャンブル依存症予防に関する情報共有や、啓発週間で対応を求められている青少年はもとより、幅広い世代を対象としてセミナー等の予防事業を実施
- (2) ギャンブル依存症に係るリーフレット及びチェックツールの製作
- (3) 各メディア広告等による更なる周知啓発活動の実施